

平成29年度第2回

鳥取市社会教育委員会議、公民館運営審議会及び生涯学習推進協議会 議事録

日時：平成29年12月26日（火）午後3時～午後5時

場所：鳥取市役所第二庁舎 5階 第1会議室

出席者：〈委員〉吉川委員、山本亨委員、松本委員、山下委員、塩谷委員、懸樋委員、
山本賢委員、河上委員、田島委員、土井委員、岸本委員、
西上委員、谷口委員、大西委員、綱本委員、藤井委員

（欠席：油谷委員、竹森委員、森田委員、外川委員）

〈事務局〉生涯学習・スポーツ課：奥村上課長、河井参事、山本主幹、森岡主任

1 開会 午後3時

出席者確認と事前配布資料の確認

2 あいさつ（土井会長）

3 議題

（1）地区公民館における社会教育施策について

〔議長〕 本日の協議内容は、「小委員会における審議経過」「コミュニティスクールと地域学校協働活動について」「答申（案）について」。

まず「小委員会における審議経過」について。小委員会はこれまで3回行い第1回小委員会は審議の全体像と確認を、第2回は具体的な施策について課題の整理、第3回は答申案の文書化と確認を行った。

本日はこの答申案について討議していただきたい。

続いて、「コミュニティスクールと地域学校協働活動について」だが、これは、鳥取市が進めているコミュニティスクールの取り組み内容と、それにどう地域学校協働活動が絡んでくるのかということを確認にすることにより、議論を進めやすくしたい。それでは、事務局よりコミュニティスクールの説明を。

〔事務局〕 社会教育法に基づいた取組みが地域学校協働活動、地域教育行政に関する法律に基づく学校側の仕組みがコミュニティスクールと考えていただきたい。

〔学校教育課〕 コミュニティスクールについて説明（資料2）

〔生涯学習・スポーツ課〕 地域学校協働活動について説明（資料3、4）

〔議長〕 いかがでしょうか。まずはコミュニティスクールと地域学校協働活動の概念について御質問等あればどうぞ。

〔委員〕 それぞれの地域の範囲についてはどう設定されているのか。

〔事務局〕 ほとんどは小学校区でコミュニティスクール化しているが、地域によっては中学校区というところもある。地域の単位の捉え方についてはコミュニティスクールによって変わり、その捉え方に基づいて、地域での活動範囲が小学校区または中学校区ということになる。

〔委員〕 鳥大附属の地域の範囲設定はどうなっている？

〔議長〕 附属小の児童は色々な地域から集まっているので、その地域に帰ってその地域の子どもたちと一緒に遊んでいる。学校としての地域とのかかわりは、附属小がある湖山地区の地区協議会や湖東中、湖山西小と連携している。コミュニティスクールという形ではないが、評議会というものがあり、識者や卒業生、PTAに会議に入らせていただいている。

〔委員〕 コミュニティスクールでは、学校運営協議会のメンバーは校長の推薦ということだが、ということは中学校区は合区の会議で決められているという解釈でよいか。

〔事務局〕 中学校区においては、中学校の校長の推薦によるメンバーで学校運営協議会を開かれているところもあれば、中学校区の各小学校から何人が集まってもらって合同で学校運営協議会を開かれているところもあり、地域によって様々。地域の実態や目指すものによって選択されており、規定はない。

〔委員〕 何点か教えてほしい。

①コミュニティスクール導入済みの29校の小・中の内訳は。もし、中学校がコミュニティスクールを設置していたら、その中学校区に該当する各小学校もコミュニティスクールを設置しているのか。その辺の状況はある程度教えてほしい。

②先ほどの資料2の桜ヶ丘中学校のケースについて。3年間されてみて、生徒や地域にどのような変化があったと考えるか。

〔事務局〕 ①コミュニティスクール化した小・中の内訳について。青谷、福部は小中一貫で一つの学校運営協議会を持っているので中学校区が設置しているということになっており、南中と桜ヶ丘中は中学校も中学校区の小学校もすべてコミュニティスクール化している。中学校ではこの4校。パイロット校として鳥取市が指定し、国の事業を使って、南中ではある程度の予算もついて、大々的に行った。そのこともあって中学校区の小学校もコミュニティスクール化できたという一例である。ただし北中校区については、各小学校がコミュニティスクール化しているが、中学校はなっていないという状況。中学校区の小学校がすべてなのであれば中学校が早急に進める、ということではなく小学校がしっかりと進めてから中学校区も検討していく方が良いとの考え方もある。

②地域や子どもの変容については、一番良いのは顔が見えるという点が考えられる。物事がいい方向に進むようになったという声もある。コミュニティスクール化したことでマイナスになったという報告は聞いていない。コミュニティス

クール化した最初の頃はどうしても事務量が多くなるが、2～3年たつと事務量も減り、教育の効果も上がっているというところがほとんどなので、どこの学校も導入に前向きになっていただいている。

〔委員〕 もう1点。先ほどの説明にあった小学校と中学校の校長会で学校運営協議会に地域学校協働活動推進員を委員として選任して置くことについては話し合われて了解が取れているのでしょうか？

〔事務局〕 まだその段階まで行っていない。今後、そういったことについても協議していきたいと考えている。

〔委員〕 地域学校協働活動の仕組みを作ったとして、もし校長会に拒否されたらどうするのか。作ったのだから導入してほしいというのではなく、同時並行でこういった仕組みもありますのでどうですか、と勧めた方が良く、もう1つ気になったのは、公民館はすでに地域の人材を活用している。それよりも一番心配しているのは公民館事業に子どもが関わるといったことになったときに学校側からの支援がないのではないか、ということ。学校側からの支援という観点も持って考えた方が良く。

〔委員〕 それについては、そういう課題も含めて、コーディネーターが取り組んでいくということなのではないか。私はそういうふうに解釈している。

〔議長〕 地域学校協働活動についての枠組みが地域側にできるか、ということが一番の問題で、枠組みができたなら市全体で取り組んでいただけるということなので、導入するというを前提として考えていただけたら。他には。

〔委員〕 ①公民館と学校の校区は一致しているのか。

②社会教育主事というのは、公民館をより活性化させることが目的であり、地域学校協働活動の導入の一環で、ということではという解釈でよろしいか。

〔事務局〕 ①一部については一致していません。一致していないところについてはどうするのか、ということについては様々な意見をいただいているところ。ただ、全地区で一斉に導入するというは考えていないため、モデル地域での成果を検証しながらそうした地域への導入の在り方を検討していけたらと思っている。

〔委員〕 そうすると最終的には公民館の統合ということも考えていくのか

〔事務局〕 このために公民館を統合するというは考えていない。

〔委員〕 どちらが目的なのか、という話になる。

〔事務局〕 今回の目的ということでいえば、コミュニティスクールが中心となっており、そこに地域が入っていくということがある。小学校区が複数の地域にまたがっているということであれば、地域の人に小学校を中心として集まっていただければ、公民館が分かれていても、地域全体として考えて頂けたらいいのでは。

〔事務局〕 ②については、公民館を中心に社会教育の受け皿として子どもたちを育てていくということにあたっては、公民館自体もレベルアップしていかななくては、と

いう意見もあり、その中で推進員についても、資格保持者でない場合はレベルアップという目的で、研修を受けることができる、といった環境を整えることが必要だと考えている。

〔委員〕 社会教育主事＝地域学校協働活動推進員になる場合もあれば、そうならない場合もあるということか。

〔事務局〕 はい、必須の資格ということではない。

〔委員〕 社会教育主事とっているが、あくまで受講者であり、公民館職員に社会教育主事を配置するわけではないということでしょうか。

〔事務局〕 はい。あくまで社会教育主事講習を受講する機会を設ける、という意味。

〔委員〕 社会教育主事講習の受講者の待遇について移動の問題もあると思う。琴浦に行ったり、宿泊研修を受けたりとなると御殿場まで行くのか。

〔事務局〕 鳥取県で開催されている社会教育主事講習は琴浦のまなびタウン、宿泊研修は、大体2か所隔年で行っており、大山青年の家か船上山自然の家。

〔議長〕 コミュニティスクールと地域学校協働活動推進員のことについて焦点をあてて考えていただきたい。その議論についてはいかがか。

〔委員〕 さきほど、コミュニティスクールはどの法律でやられると言われた？

〔事務局〕 地方教育行政の組織と運営に関する法律。今年の4月に改正され、教育委員会はコミュニティスクールを推進していくということが努力義務化された。法律の後ろ盾により、国からの予算のバックアップも徐々にされるようになった。

〔委員〕 われわれは地域学校協働活動を推進しているところだが、コミュニティスクールがよくわからない。コミュニティスクールは、資料によると、地域全体で子供を育てると時代ということで、地域の人が子どもの学力まで向上させるということだが、先生方は何をされるのだろうか。地域に責任転嫁しているように思える。我々は地域学校協働活動ということで、地域が一生懸命になって学校も守っていく、というのが発案のもとだが、コミュニティスクールは学校だけでは何もできません、お手上げです、と言われているような気がする。

〔事務局〕 学力に関しては、教員もがんばっているが、言葉に教育をつけたら成り立つといわれているほど教育が多岐にわたっている。また、人工知能の話題にあるように、ただ暗記や計算ができたらいいという時代でもなくなっている。お手上げ、ということではないが、やはりその多岐にわたる部分を全部学校が担うということは難しい。地域にいる専門家の方々に御協力いただきたい。

〔委員〕 コミュニティスクールと地域協働活動推進はうまく協調できるのか。

〔事務局〕 コミュニティスクールの方には地域学校協働活動推進の担当者、地域学校協働本部には地域学校協働活動推進員を置き、それらが上手に連携しないと、2つの別々の組織を作っただけで終わってしまう。そうではなく、ここで話し合われ

るところが大事で、わかりあえないままでは終わらせたくない。学校側からの要望として予算のことだけではなく、人をつけてほしいと言われている。

〔委員〕 人や予算という話ではなく、学校は学校でやり、公民館は公民館でやり、となったときに一番困るのは子供だと思う。両方からいろいろいわれる。ここがモヤモヤしている部分。ここは公民館と学校の仕事の仕分けをしてもらうしかない。このままでは子どもの多忙感をどうするのか、という話になるのではないか。

〔事務局〕 子どもたちがいろんなことに振り回される懸念はよくわかるが、やはり多様化する子どもたちへの対応は、先生1人ではできないこともある。公民館の行事には頻繁に出るが学校にはなかなか来られない子もいる。地域での子どもたちの様子を学校に教えてもらえる、ということもある。子どもたちがしんどくならないような仕組みとしたい。

〔委員〕 イメージとしては公民館の夏祭りに中学生にブースを出してもらおうとして、学校側からも企画をしてもらおうということか。

〔事務局〕 とても良い例。そのときにネックになるのは、教員が何名も必要になったり、休日出勤が必要になったり、責任問題は、ということ。とても良い企画なのに実現しないことが多い。そのため、地域に参画していただけるとありがたい。

〔委員〕 学力をあげるというのは、テストの点をあげるということではなく、「生きる力」の育成など、広い意味だということ。

〔委員〕 さきほど校長会はどうか、という話が出ていた。校長会の方では、人がつくらしいがどこにつくのかという意見があるが、人は社会教育の立場でつくのだというふうに私は理解している。実は12月の校長会でこういった動きは説明させていただいているのだが、では学校側のコミュニティスクールをする人はつくのだろうか。この話は校長会から出てくると思う。いま、学校の支援ボランティアがいて、コーディネーターがいて、すごく助かっている。それはどうなるのだろうか。学校側としては不安が強い。そうではなく、同時に整理というかすり合わせをしていただけると大変ありがたい。

〔委員〕 コミュニティスクールで目指すものとしてあげられている学力の向上については、「学力」の概念を一致させる必要があるのかもしれない。

〔議長〕 社会教育でできることと学校教育でできることを区別しておく必要があると思う。

学校教育とは、科学的な概念を形成すること。社会教育を行う上でのベースをつくる場所。家庭教育で経験させるべきところは社会教育で学ぶことができればよいのでは。ただし、地域の人に学校支援ボランティアをってもらう、ということは社会教育ではない。社会教育として公民館の活動を核としながら活動することはなにか、これは公民館独自で考える必要があることだと思う。地域にはこんないい施設がある、といった情報をまとめてコーディネートする人が地域学

校協働推進員。ここをしっかりと捉えておく必要がある。地域学校協働推進員が学校に行って丸付けを行うということではない。小委員会でもずいぶん議論になった。もっとクリアにした方が推進員も動きやすい。

それではそろそろメインである答申案の方の議論に移りたい。学校教育課の方にも聞いていただきたい。事務局の方から細かく説明していただけたらと思う。

〔事務局〕 (資料6の説明)

〔議長〕 まず条文についてはいかがでしょうか。

〔委員〕 地区ごとに居住人数は違うのに、どの公民館も4名というのは大変では。

〔事務局〕 3名のところもあるが基本的には人口規模に関わらず一律に4名の配置になっているため、それに対しての課題は別としてあるかなとは思う。

〔議長〕 それは、文章にかかわるものとしての質問か。

〔委員〕 公民館の資質の向上と書いてあるので。

〔委員〕 基本的には公民館は館長1名、主任1名、主事2名の4名の配置。

〔委員〕 疑問に思っているのは、ただ単純に事務作業を行っているだけでは資質の向上とは言えないから、事務作業以外にも何かないか、というところですか。

〔議長〕 つまり、社会教育とはなんなのかということ。社会教育主事講習にて、社会教育法という法律の中で何をすべきなのかという事例なり、研修をしていただいて主事になっていただく、と。いま社会教育主事は何名いるのか把握はしているか？

〔事務局〕 全体の把握は出来ていないが、それほど多くはない。

〔議長〕 職員数は？

〔事務局〕 館長除けば1館3名だとして、200人弱くらい。

〔議長〕 その中の何人かというのはわからない。とられたけどそこにいるかわからないが、多くはないとのこと。調査しておいていただきましたかったが少ないことは確か。それによって資質をあげていったら良いのではと思っていたが。各館1名ずつは配置できるようになったらということ。

〔委員〕 やはり公務扱いにして、旅費を出さなければ、受講者は増えない。

〔議長〕 社会教育主事講習の資格取得の推進に向けては、受講者の抜けた穴を補完すること、それに加えて、資格をとったら給与に反映できるということも意見として出ていたので付帯事項には記載している。他にはどうか。

〔議長〕 では、ここまでのところを踏まえつつ、ここである程度承認していただいたということで良いか。この先は付帯意見になり、まずは付帯意見1、2を全体で確認をさせていただきたい。

〔委員〕 付帯意見中「社会教育主事講習受講者の給与への反映」はどうイメージされているのか。

- [事務局] 意見として出ていたものを付帯意見に入れさせていただいたところなので、まだ具体的な話はできていない。
- [議長] これは要望事項ということでご理解いただきたい。
- [委員] そのくらいのことは専門職としてしなければ、公民館はダメになる。会長が言われたとおり、難しいかもしれないが。小委員会で言ったのは給与、人事異動の件。取得後の辞職を防ぐという意味で。あまりシビアに考えないでいただけたら。
- [議長] 前向きに考えるということで。
- [事務局] 我々もこれから内部で話合っていく上で、社会教育委員会議でこういった意見を頂いているというのが後ろ盾になってくると思う。
- [委員] 一番大事なのは待遇を改善することですね。
- [議長] 2点目の社会教育主事の件もそうだが、受講する間は代替職員がいないと出づらいという意見もある。やはりいま言われた環境をどう整備するかが重要。形だけにならないように。
- [委員] やはり、受講しようとする人は経験を積んでおられる人だろう。何年目で受講するか、といったことも配慮した方が良いかもしれない。
- [議長] 何年度までに社会教育主事を何名配置するという目標を達成するかという期限を設けておいた方が良いかもしれない。もう少し小委員会で議論した方が良いかもしれない。どんな人を講習にいかせるかというところについても議論して、計画的に遂行していけたらと思っている。附帯意見3についてはどうか。
- [委員] 指定管理者についての懸念のところは非常に評価できると思う。そのあたりは小委員会で議論はされたのだろうか。
- [議長] ここの文章については非常に微妙ないいまわしをしている。やはり皆さんが指定管理への移行については懸念を持っている。この会が発足する前に委員会でずいぶん議論はしてきた。この文章についても、懸念がある、でとどめてしまってよいものか、だが懸念があると言ってどうするのか、と議論になった。この文章はまだ詰めてないところもある。懸念がある、ではなく、控えるべきだということまで書くべきかということもある。ここのところで皆さんがどう判断されるのか、決まったとおりにやりましょうというふうに考えている。
- [委員] 全国各地に公民館があると思うが、指定管理のところもあると思う。統計とかはないのか。
- [議長] それについては小委員会が始まる前に、懸念があるということの事例をいくつか出した。香川と島根のもの。やはり仕事の煩雑さや質について懸念があったという話を私の方からもさせていただいた。しかし、そこのところについては鳥取市に踏み込みたいという熱い思いがあるかどうかについては私のところではつかみきれていないところがある。やはりそこは社会教育を推進していく上では

少し待った方が良いのでは、というのは全体の意見としてあった。みなさん方はどう考えられているかということについてはここで決めればよいと思う。つまり、貸館業務にならないかという懸念。

〔委員〕 公民館の関係者という立場から言わせていただければ、「だめだよ」と言い切った方が良い。社会教育法にのっとった社会教育施設である公民館はその法律に基づいてしっかり管理してください、という方がありがたい。いろいろ指定管理をしているところの話も聞かせていただいたが、会長も言われたとおりほとんど貸館業務になってしまっている。大きいところは貸館業務として成り立つかもしれないが、小さいところは難しい。無理をして指定管理を導入するのではなく、もう少し議論をしてからの方が良い。だから、答申には「望ましくない」ということをはっきり言ってもらった方がありがたい。

〔委員〕 私もはっきりと反対の意思表示をした方が良いと思う。

〔委員〕 指定管理になったところの話で以前聞いたことがあるのだが、地域の実情とはかけはなれた公民館事業になっているという。これから進めようとしているコミュニティスクールや地域学校協働活動という観点からしても、指定管理はあわないとおもう。文章ではっきりと反対と書いた方が今後のためにも良いと思う。

〔委員〕 私もできるかぎりはっきり書いた方が良いと思う。ただ、公民館以外については指定管理になることによって良い効果をもたらされた施設もあると思う。なので、指定管理者制度についてはやめた方が良いという書き方がいいと思う。付帯意見の2との組み合わせ。いまの運営形態で質を上げていくということもセットで入れておけば、もっと説得力が出てくると思う。

〔委員〕 いま利活用されていない施設を指定管理に出すのは良いと思うが、しっかり利活用されている施設に指定管理を導入するのは逆に動いているように思える。

〔委員〕 松江にいったときに話を聞いたのだが、職員の給与や年末調整はみんな職員が計算するそうだ。鳥取市では、地区に指定管理料をだしてその地区で運営してもらおうということを考えているようだ。大きなところであればいいが、人口規模の小さいところは人材に苦慮することになる。そういった弊害も出てくる。その上に新たな事業がでてくると、もうほんとうにスクラップすると思う。指定管理にすることによっていいこともあるかもしれないが、いまの鳥取市では少し早出し、議論をした方が良いと思う。だからいまは「やめた方が良い」とははっきり書いておいていただきたい。

〔議長〕 ではこの点については引き取って事務局と協議して文章を書き替えるといったことを考えていきたいがよろしいか。

〔委員〕 はい。

〔議長〕 それでは、1、2の文章はこのままでよろしいか。

〔委員〕 はい。

- [議長] 付帯意見の3についてはこちらで引き取って文章を考えていきたいと思う。
基本的にははっきりと反対という意図で書かせていただきたいと思う。これで一応討議はすべて終わったがほかに何かあるか。
- [委員] ちょっとぼやっとしているところがある。付帯意見の2は具体的にはどういうことか？
- [事務局] もともと公民館は教育委員会が執行機関だったが今は補助執行というかたちになっており、市長部局の協働推進課がほとんどの事務を執行している。また、公民館職員は教育委員会の辞令によるものだが、まちづくり推進員は協働推進課の任命によるもの、というねじれが公民館側で問題になっているということについてのこと。ここの表現も考えないといけない。この前置きがないのでその表現は少々わかりにくい。
- [議長] つまり、二つの辞令を出すべきではないのではないか、ということ。
- [委員] 執行者はあくまで教育委員会で、それを市長部局が代わって執行をしていると理解している。その大きな目的はむら協、まち協をつくるために作ったものだろうと思っている。だから仕方ないから、教育長の辞令は人事の辞令として、市長の辞令は併任辞令として、むら協、まち協の推進員として辞令が出ている、ということ。
- [委員] やはり専門的なことについては助言できた方が良くと思うので教育委員会のもとに戻してもらった方が良いのでは。
- [委員] この辺の表現はいいように整理してほしい。
- [議長] 特にこちらから言えることは、「社会教育の実現に向けて、地区公民館の組織の改善を図ることが求められているのだ」という一文を頭のところに入れたらよいと思う。何のために組織を再編するのか、ということについては、社会教育をきちんとやりたいという目的のために、補助執行と併任辞令について見直してほしい、というような意見をいただいたので、その文章を見直してもいいのかなと思う。
ではその他に移りたいと思います。
- [委員] 2点お願いしたい。
①学校運営協議会のところで、校長が作成する学校運営の基本方針の承認をするところがあった。承認を受けて校長先生が喜ばれてほっとされているような事例があれば教えてほしい。
②第1回の社会教育委員会議で質問のあった項目についてのフィードバックはいつされるのかという確認と、できれば次の回で聞かせていただきたいというお願い。
- [事務局] 前回の宿題については把握しているので、①と併せて3回目の会議でフィードバックさせていただきたい。

〔委員〕 それから資料2のこと。やはり、学力、というのが引っかかる。私にとっての学力は国語、算数など。学力、という言葉をかしながら、〇〇と学力、といった感じにわかりやすいように表現してほしい。

〔事務局〕 わかりました。誤解を招く表現でしたので、「生きる力」などを入れたい。

〔委員〕 これだけ立派な付帯意見がでたのだから、付帯意見ではなく3として入れられないか。

〔議長〕 鳥取市の社会教育あるいは公民館活動についての改善を要望するというのも一言いれて意見を出したいということだと理解したが、もし入れるのであれば、頭の文を少しでも修正しないといけないと思う。これは地域学校協働活動と社会教育指導主事の2点を論点として答申するようにしているから。それ以上のものを我々が言ってもまずいと思うので、検討させていただくということで。いままでの10年間の公民館活動としてやっておられたところの総括をいまやっているようなところもあるので、その辺はまた考えていく必要がある。私や皆さんの方から何もないということなので事務局の方にお返しする。

4 その他

〔事務局〕 今後の予定等諸連絡

5 閉会 17時